

D o n n a P o p o l o 会則

(名 称)

第1条 本会の名称は、「D o n n a P o p o l o」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表自宅内に置く。

(会 員)

第3条 本会は、会員は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員：本会の趣旨に賛同し、企画・運営に携わる市内在住の女性。
- (2) サポート会員：本会の趣旨に賛同し、活動の補助をする個人。
- (3) 賛 助 会 員：本会の趣旨に賛同する個人、団体、法人あるいは企業。

(入 会)

第4条 本会の入会には、所定の用紙に記入の上申請する。

(休 会)

第5条 休会は、役員に申請するものとし、期間を 4 カ月と定める。但し、申請により期間を延長できるものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(保険)

第7条 会員は、総会において別に定める保険に加入しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第8条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(目 的)

第9条 本会は、習志野市内の養育者に対する支援を目的とする。

(活 動)

第10条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 習志野市内の養育者に向けた勉強会・講座・イベント等を開催する。
- (2) 習志野市内の養育者に向けた情報を発信する。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

(役 員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代 表 1 名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 監 事 1 名

2 役員は、会員の中より総会において選出する。

3 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の任務)

第12条 代表は本会を代表し、会務を総括する。また、本会における一切の決定権を有する。

2 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は本会の会計事務を処理する。

4 監事は本会の会計並びに会務を監査する。

(会議)

第13条 本会の会議は総会及び役員会とし、代表が召集し、議長となる。

2 総会は年1回開催する。ただし、必要が生じたときは臨時総会を開催する。

3 総会は代表の一任を以って成立する。

4 役員会は、必要に応じ、代表が召集する。

(議決事項)

第14条 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算報告

(3) 役員の選任

(4) 会則の改廃

(5) その他重要事項

2 役員会は隨時開催し、次の事項を協議する。

(1) 総会に提案する諸議案の作成

(2) 本会の目的を達成するために必要な細部事項

(3) その他重要事項が生じたとき

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、および寄附金等による。それぞれの額は別表に定めるとおりとする。

(資産の管理)

第16条 この法人の資産は、代表が管理する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(残余財産の帰属)

第18条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、役員会に諮って代表が定める。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って代表が別に定める。

附則

この会則は、平成25年1月1日から施行する。

(別表)

会員の種類	入会金	会費
正会員	1,000円	500円（月額）
サポート会員	0円	500円（年額）
賛助会員（法人）		1口10,000円（年額）
賛助会員（個人）		1口3,000円（年額）
賛助会員（ママ）		1口2,000円（年額）

※休会中の会費は免除する。

※サポート会員から正会員に変更した場合、速やかに入会金を納め、その月から会費を納める。

※正会員からサポート会員に変更した場合、その年度において会費を免除する。

※個人賛助会員は法人以外とする。

※ママの経験があると申告された方はママ賛助会員とする。

2013.1.10 作成